

(仮称)上槇山出ウィンドファーム事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

第 1 総括事項

- 1 環境影響評価の適切な実施のため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画及び工事計画をできる限り明らかにすること。また、当該事業は新規設置事業であり、大幅な土地の改変が見込まれるが、ヤードやアクセス道路等の検討においては、可能な限り土地の改変面積を小さくし、事業及び工事の実施に伴う環境影響について、より一層の環境負荷の回避又は低減に努めること。
- 2 事業実施区域周辺には、工事中も含め複数の風力発電事業が存在することから、これらの事業との累積的環境影響も適切に評価し、必要に応じて発電機の配置を再検討するなど、環境への影響を回避又は低減すること。
- 3 地元の愛南町から、景観、水環境、動物・植物など、様々な意見が提出されている。これらの意見について、誠実かつ確実に対応すること。

第 2 個別事項

1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること。また、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等からの意見や要望、苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。
- (2) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ等で公開に努めること。

2 騒音及び超低周波音

発電機設置予定範囲から直近の住宅までは約 1.4km の距離があり、一定の隔離距離が確保されているが、発電機の選定や配置に当たっては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、周辺住民等へ騒音及び超低周波音の影響を回避又は十分低減すること。

3 水環境

- (1) 工事の実施に伴い濁水等の影響が懸念されることから、近年頻発する局所的な豪雨状況も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、確実にこれらの影響を回避又は十分低減すること。
- (2) ヤード造成時においても雨水等による濁水が周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を実施すること。

4 地形及び地質

大幅な土地改変が行われた場合、みずみちの変化や森林機能の低下による土砂流出や濁水の発生等による生活環境や動植物等への影響が懸念される。今後

の事業計画の検討結果を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価の実施を検討すること。

5 風車の影

近年、風力発電機は、従来の発電機と比べ大幅に大きくなっており、風車の影の影響範囲も大きくなっているため、発電機の配置に当たっては、風車の影の影響を回避又は十分低減できるように検討すること。

6 動植物及び生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は猛禽類及び希少鳥類等の渡りのルートに含まれる可能性があるため、専門家の意見を聴取して、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた発電機の機種選定及び配置を検討すること。また、猛禽類のバードストライク防止のため、発電設備の定期検査を渡りの時期に実施するなど、猛禽類に配慮した運転に努めること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があることから、発電機や工事用道路等の配置の検討に当たっては、専門家の意見や現地生態系の食物連鎖等の観点も踏まえ、土地改変等による動植物への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、確実に回避又は十分低減すること。

7 景観

- (1) 近年、風力発電機は、従来の発電機と比べ大幅に大きくなっていることから、発電機の配置によっては、地域住民に対して圧迫感を与えるおそれがある。地形の状況や住居等の配置を踏まえ適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、地域住民等からの眺望に重大な影響を及ぼさないよう、確実に影響を回避又は十分に低減できる発電機の選定や配置を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には、「山出の棚田」や「篠山」などの優れた景観資源が存在することから、発電機の選定や配置に当たっては、地元自治体や地域住民等の意見を十分に反映すること。また、必要に応じて調査地点を追加する等適切に調査、予測及び評価すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺には、サイクリングロードが整備され、また、「虹ヶ滝」や「祓川溪谷」など、人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、これらの影響について、地元自治体や地域住民等に対して、丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。

9 廃棄物等

- (1) 産業廃棄物については、リサイクル等により可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。
- (2) 残土については、可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。

10 文化財

- (1) 山の稜線地域には、確認されていない遺跡等の文化財が埋蔵されている可能性がある。地元自治体と連携し、事前の踏査や試掘調査を実施するなどし、埋蔵文化財の発見・保護に努めること。
- (2) 対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、新たに遺跡等が発見された場合は、宇和島市教育委員会及び愛南町教育委員会等と協議の上適切に対応すること。

11 その他

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (2) 環境影響評価に係る新たな手法や知見等が確立された場合は、専門家の助言も得て、最新の手法等に基づき調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 風力発電事業を通じて、次世代を担う子供達に環境教育を行う機会を検討すること。
- (4) 近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等に十分対応できる工事計画とすること。